

安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	N500 専用パウダー
会社名	中央樹脂ケミカル株式会社
住所	東京都台東区鳥越1-29-6
電話番号	03-3851-2324
ファックス番号	03-3851-2326
推奨用途及び使用上の制限	接着剤用プライマー

2. 危険有害性の要約

GH分類	分類実施日 (物化危険性及び健康有害性)	H31.3.15、政府向けGH分類ガイダンス(H25年度改訂版 (ver1.1) : JIS Z7252:2014 準拠) を使用
		GH改訂4版を使用
物理化学的危険性		酸化性固体 区分2
健康に対する有害性		急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1
分類実施日 (環境有害性)		環境に対する有害性はH18年度、GH分類マニュアル(H18.2.10版)を使用
環境に対する有害性		水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1

注) 上記のGH分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質 飲み込むと有害 皮膚刺激 重篤な眼の損傷 水生生物に非常に強い毒性 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
注意書き	
安全対策	情報なし

応急措置

火災の場合：消火するために．．．を使用すること。
飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
口をすすぐこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
特別な処置が必要である（このラベルの．．．を見よ）。注）
"..." は、ラベルに解毒剤等中毒時の情報提供を受けるための連絡先などが記載されている場合のもので、ラベル作成時には、"..." を適切に置き換えてください。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。
漏出物を回収すること。

保管
廃棄

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性

-

3．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

単一製品

化学名又は一般名
別名

1, 3, 5 - トリクロロイソシアヌール酸
トリクロロイソシアヌール酸
symclosene
Trichloro-s-triazinetriion

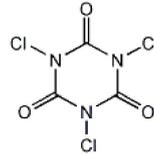
濃度又は濃度範囲

100%

分子式（分子量）

$C_3Cl_3N_3O_3$ (232.41)

化学特性（示性式又は構造式）



CAS番号

87-90-1

官報公示整理番号
（化審法）

5-1044

官報公示整理番号
（安衛法）

情報なし

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

-

4．応急措置

「2．危険有害性の要約」における応急措置も確認すること。

吸入した場合
皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぐこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入：咳、咽頭痛、息苦しさ。

皮膚：発赤。

眼：発赤、痛み、重度の影響。

経口摂取：腹痛、灼熱感、ショック、虚脱。

応急措置をする者の保護

データなし

医師に対する特別な注意事項	肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。 医師または医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。
5. 火災時の措置	
消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤（水素化炭酸塩を除く）、乾燥砂類
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	炭酸ガス、水素化炭酸塩の粉末消火剤 不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。 可燃物（木、紙、油、布等）を発火させるおそれがある。 不燃性だが、他の物質の燃焼を助長する。加熱すると分解し、有毒なヒュームを生じる。加熱すると、爆発することがある。 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応する。アンモニア、アンモニウム塩やアミン類、炭酸ナトリウム（ソーダ灰）と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。強酸と反応し、有毒な気体(塩素)を生じる。
特有の消火方法 消火を行う者の保護	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	情報なし
環境に対する注意事項	情報なし
封じ込め及び浄化の方法及び機材	情報なし
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い 技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 飲み込まないこと。 皮膚との接触を避けること。 眼に入れないこと。 環境への放出を避けること。
安全取扱い注意事項	
保管	接触回避 情報なし 衛生対策 情報なし 安全な保管条件 情報なし 安全な容器包装材料 データなし
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	未設定
許容濃度 日本産衛学会（2019年度版）	未設定
ACGIH（2019年度版）	未設定
設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 特別な換気要求事項はない。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。 適切な呼吸器保護具を着用すること。
保護具	呼吸用保護具 情報なし 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。 皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状態	

形状	固体
色	白色
臭い	塩素臭
臭いのしきい(閾)値	情報なし
pH	4.4
融点・凝固点	248 : Chapman (2008)
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	>250 (open cup) : IUCLID (2000)
蒸発速度(酢酸ブチル = 1)	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧	1.25 × 10 ⁻⁰⁰⁷ mmHg (25) (推定値) : SRC (Access on Sep. 2008)
蒸気密度	データなし
比重(相対密度)	2.07g/cm ³ : ICSC (J) (2007)
溶解度	水 : 1.0 g/100g (25) : Ullmanns (E) (6th, 2003) アセトン : 35.0g/100g (30) : Ullmanns (E) (6th, 2003)
n- オクタノール / 水分配係数	logP=0.94 (推定値) : SRC (Access on Sep. 2008)
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし
10 . 安定性及び反応性	
反応性	「危険有害反応可能性」を参照。
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	不燃性だが、他の物質の燃焼を助長する。加熱すると分解し、有毒なヒュームを生じる。加熱すると、爆発することがある。強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応する。アンモニア、アンモニウム塩やアミン類、炭酸ナトリウム(ソーダ灰)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。強酸と反応し、有毒な気体(塩素)を生じる。
避けるべき条件	加熱
混触危険物質	可燃性物質や還元性物質 アンモニア、アンモニウム塩やアミン類、炭酸ナトリウム(ソーダ灰)
危険有害な分解生成物	塩素
11 . 有害性情報	
急性毒性 経口	ラットのLD50値406 mg/kg [HSDB (2008)]、490 mg/kg [IUCLID (2000)]、750 mg/kg (HSDB (2008)) は区分4に該当する。なお、ラットのLD50値1000 mg/kg, 1060 mg/kg(male), 1010 mg/kg(female) [以上、IUCLID (2000)] のデータがあるが、元文献の記載がなかったため分類根拠には採用しなかった。
経皮	ウサギのLD50値 > 2000 mg/kg (IUCLID(2000))、ウサギのLD50値20000 mg/kg (IUCLID(2000))、ウサギのLDLo=5010 mg/kg (RTECS(2003)) はJIS 分類基準の区分外(国連分類基準でも区分外) に該当する。
吸入 : ガス	GHの定義における固体である。
吸入 : 蒸気	データなし。
吸入 : 粉じん及びミスト	ラットのLC50は>50 mg/L/1h(> 12.5mg/L4h)(IUCLID (2000)) であり区分外に該当する。なお、蒸気圧は1.25E-007mmHg(25 , est)[換算値 0.0000166625Pa(25 , est)](Howard (1997) 、SRC (Access on Sep. 2008)) である。蒸気圧から飽和蒸気濃度を換算すると0.01558mg/L となることから粉塵と判断した。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギを用いた試験でmoderately irritating (IUCLID (2000)) とあり、また、ウサギのStandard Draize test で moderate (RTECS(2003)) とあることから区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギを用いたドレイズテストの所見にhighly corrosive (IUCLID(2000))、severe (RTECS(2003))とあることから区分1とした。
呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性	データなし。 データなし。 当該物質を使用したin vivo 試験データがなく分類できない。in vitro 変異原性試験では、Ames test (IUCLID(2000))、Mouse Lymphoma assay (IUCLID(2000))で陰性の結果が得られている。なお、代謝物であるシアヌル酸のモノナトリウム塩の強制経口投与によるラットの骨髄細胞を用いた染色体異常試験(体細胞in vivo 変異原性試験)は陰性(IUCLID(2000))である。
発がん性	当該物質で行われた試験データはないため分類できないとした。なお、代謝物であるシアヌル酸のモノナトリウム塩の飲水投与によるラット24ヶ月、マウス104週間試験の結果において、腫瘍の発生の増加は認められない(IUCLID(2000))。
生殖毒性	当該物質を使用した試験データがないため分類できないとした。なお、代謝物であるシアヌル酸のモノナトリウム塩のラットを用いた飲水投与による3世代生殖毒性試験で親の生殖能、性功能および仔の発生に影響はなく、ラットとウサギを用いた器官形成期の経口投与による発生毒性試験でも胎児毒性および催奇形性に影響は認められていない(IUCLID(2000))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし。 当該物質を使用した試験データがないため分類できない。なお、代謝物であるシアヌル酸のモノナトリウム塩のラットとマウスを用いた13週間の反復暴露試験において、ラットで膀胱結石(IUCLID(2000))、マウスで膀胱の上皮の過形成(IUCLID(2000))の報告がある。シアヌル酸の塩素化合物は哺乳類では体内に入った場合、安定した脱塩素化合物に急速に代謝されるので試験にはシアヌル酸およびその塩を使用し、当該物質の評価とした(IUCLID(2000))との記述がある。
吸引性呼吸器有害性	データなし。
1 2 . 環境影響情報	
生態毒性 水生環境有害性(急性)	魚類(ニジマス)の96時間LC50=0.08 mg/L (ECOTOX, 2008)から区分1とした。
水生環境有害性(長期間)	急性毒性区分1であり、急速分解性がない難分解、BOEによる分解度:0%(既存点検データ, 1978)ことから区分1とした。
オゾン層への有害性	-
1 3 . 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
1 4 . 輸送上の注意	
該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報と、12項の環境影響情報とに基づいて、修正が必要な場合がある。	
国際規制	
国連番号	2468

国連品名	TRICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY
国連危険有害性クラス	5.1
副次危険	該当しない
容器等級	II
海洋汚染物質	該当しない
MARPOL73/77附属書 及び IBCコードによるばら積み 輸送される液体物質	該当しない
国内規制	
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	道路法、消防法の規定に従う。
特別な安全上の対策	道路法、消防法の規定によるイエローカード携行の対象物
その他（一般的）注意	化学品を扱う場合の一般的な注意として、輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針番号*	140

* 北米緊急時応急措置指針に基づく。米国運輸省が中心となって発行した「2008 Emergency Response Guidebook (ERG 2008)」(一般社団法人日本化学工業協会によって和訳されている(発行元:日本規格協会)に掲載されている。

15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法	第1類酸化性固体、塩素化イソシアヌル酸(法第2条第7項・別表第1・第1類10・令第1条)

16. その他の情報

参考文献 各データ毎に記載した。
[注意] 本SDSはJIS Z7253:2012 に準拠して作成しています。